

～よいち水道だより～

よいみず

Vol.1
創刊号

2019.3.1 発行 (Vol.1)

編集・発行 余市町建設水道部水道課 〒046-8546 余市郡余市町朝日町26番地
TEL: 0135-21-2130 / FAX: 0135-21-2144
HP: <https://www.town.yoichi.hokkaido.jp/>

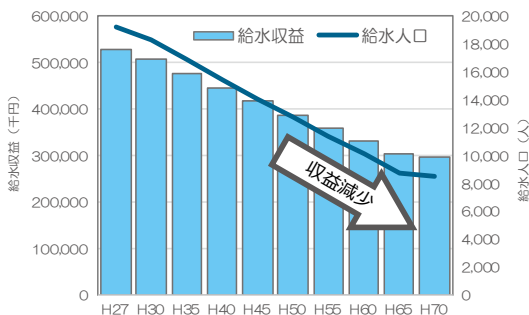
～よいち水道だより「よいみず」創刊にあたって～

この度、水道専門の広報紙を創刊いたしました。町広報ではお伝えしきれない水道にこだわった情報や仕組みなどを掲載し、生活に欠かせない水道のさまざまな情報を発信していきたいと思っています。本創刊号では、ご利用者の皆様に一番影響のある料金についての特集となっています。今後、定期的に発行を行っていきますのでよろしくお願いいたします。 ※「よいみず」とは、「余市の水、良い水」という意味をもっています。

余市町水道事業が抱える課題

人口減少に伴う給水収益の減少と更新費用が増大しています！！

【給水人口／給水収益推移】



●給水人口とともに減り続ける給水収益

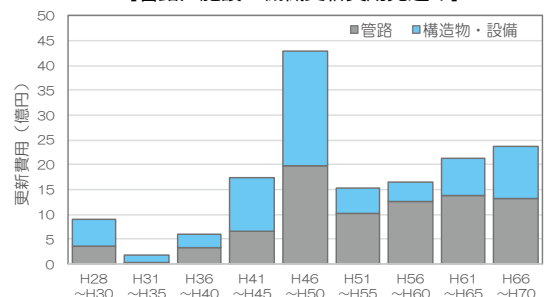
余市町では今後更なる人口減少が見込まれており、それに伴い給水収益も減少する事が見込まれます。

●老朽化施設の更新費用が今後約40年間で増大

老朽化した管路・施設・機械などの更新により今後40年間で約154億円の費用を見込んでいます。

この更新費用は計画段階で延命化、優先度、ダウンサイジングなどの検討を盛り込み、事業費の圧縮（約90億円）を図った費用となっています。

【管路／施設・機械更新費用見込み】

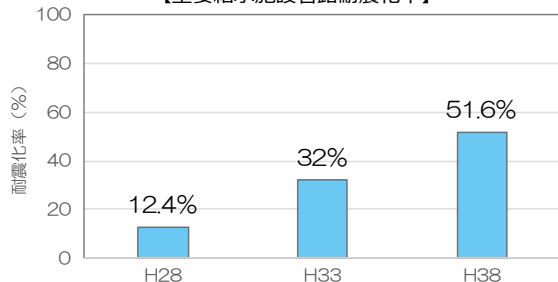


水道施設が古くなるとどうなるの？

まず、水道管が老朽化すると、漏水が発生し必要以上の水を作らなければならず、経営を圧迫してしまいます。更に悪化すると、道路の陥没、水圧の低下、濁水などが発生し広範囲にわたり断水などが起こってしまいます。また、施設・機械が老朽化すると、水質基準を満たす水道水が作れないばかりか、そもそも水を作る・送り届けることさえできなくなってしまいます。



【重要給水施設管路耐震化率】



●災害につよい水道へ

現在、余市町内の水道管の延長は約169kmであり、うち災害時重要となる給水施設（病院・避難指定施設など）につながる管路は45.7kmあります。そのうち耐震化されているのは約5.7kmであり、今後計画的な整備を進めて平成38年度には23.6km（51.6%）までの更新を予定しています。

※各種計画の詳細は町HPまたは水道課窓口にてご確認ください。

<<https://www.town.yoichi.hokkaido.jp/>> もしくは、 で検索

水道料金のしくみ

水道事業は「水道料金」で運営されています

余市町の水道事業は、生活用水その他の浄水を町民の皆さまに供給するため、余市町が運営する地方公営企業です。

運営にあたっての費用の大半は、皆さまにお支払いいただいている水道料金でまかなわれています（「独立採算制」といいます）。

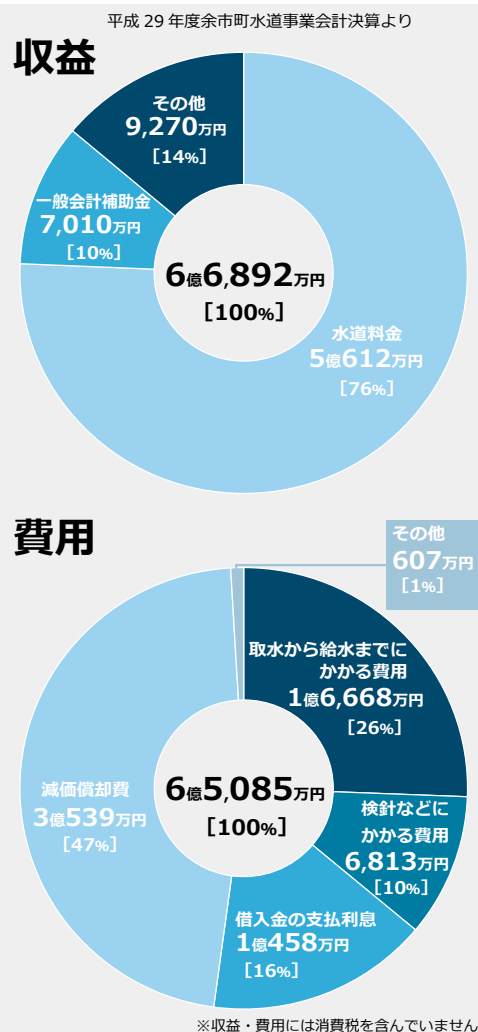
運営にはさまざまな費用がかかります

水道事業を運営するためには、取水から給水までにかかる費用や、メーターの検針、料金の収納にかかる費用など、さまざまな費用がかかります。そのほか、施設を整備するための借入金の利息の支払い（支払利息）や、年月の経過による施設の価値の減少（減価償却費）といった費用もかかります。

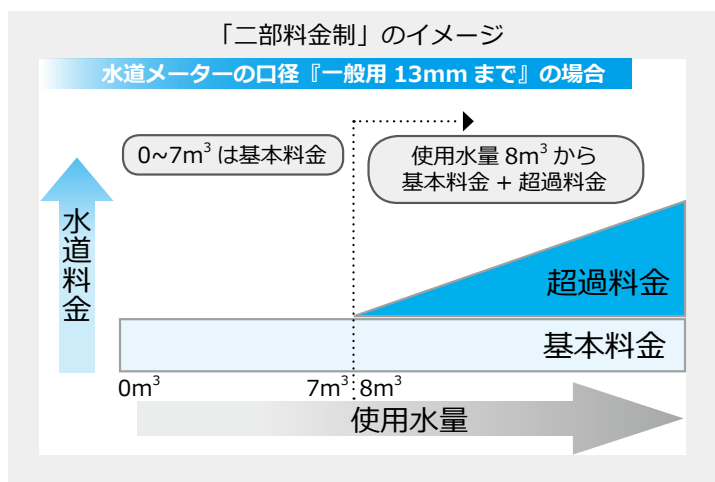
費用をまかなえるよう料金を決めています

「独立採算制」をとる水道事業の運営にあたって、上記のようなさまざまな費用をまかなえるよう、水道料金を決めています。

なお、平成 29 年度の水道事業収益における水道料金の割合は全体の約 **76%** となっています。



水道料金は基本料金と超過料金で構成されています



余市町の水道料金は「基本料金」と「超過料金」で構成される「二部料金制」となっています。

水道料金を決めるにあたり、使用者で均等に負担すべき費用（メーター検針や漏水調査、施設の維持管理など）を「基本料金」、水を使用した量に応じて負担すべき費用（動力費など）を「超過料金」でまかなうという考えに基づいています。

$$\text{基本料金} + \text{超過料金} = \text{水道料金}$$

※多く使った人ほど料金が高くなる「二部料金制」は、電気料金や携帯電話料金など身近なところにも採用されています。

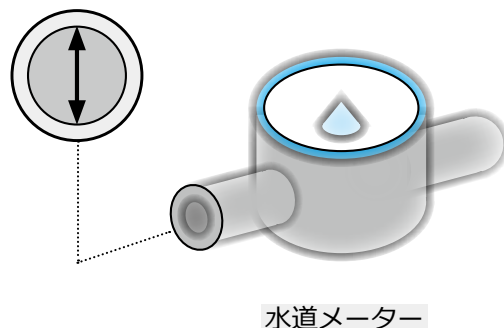
基本料金は「用途」と「水道メーターの口径」で決まっています

基本料金は「用途」と「水道メーターの口径」で次のように分かれています。

水道料金表

用途及びメーターの口径		基本料金（1 か月につき）		超過料金 (1m ³ につき)
		水量	料金	
一般用	13mm まで	7m ³ まで	1,826 円	270 円
	20mm 以上	20m ³ まで	5,336 円	270 円
工業用	20mm まで	50m ³ まで	13,436 円	270 円
	25mm 以上	200m ³ まで	53,936 円	270 円
浴場用	-	100m ³ まで	26,936 円	270 円
散水用	-	-	-	270 円
臨時用	-	-	-	447 円

「水道メーターの口径」とは下図の部分



家庭向けの「一般用」は、ほかの用途に比べ基本料金を低く設定しています。

また、「水道メーターの口径」は、大きいほど基本料金も多くなっていますが、これは水道施設の給水能力への関与が大きい分※、費用負担を多くするべきとの考えに基づいています。

※水道施設は最も水が多く使われたときにも水量の不足がないように整備しています。水道施設の給水能力を高めるには多くの費用がかかることから、水道メーターの口径が大きく一度に多くの水が使える利用者の方に多く費用を負担していただく料金設定としています。

基本料金で水の料金負担を軽減しています

余市町では「用途」と「水道メーターの口径」に応じて、基本料金内で使用できる水量を定め、料金負担を軽減しています。

例えば『一般用・水道メーターの口径 13mm まで』の場合、使用水量 7m³ までは超過料金が 0 円、使用水量 8m³ 以降は 1m³ ごとに 270 円の超過料金が発生します。

水道料金表（抜粋）

用途及び水道メーターの口径		基本料金	超過料金（1m ³ につき）	
			0 ～ 7m ³	8m ³ ～
一般用	13mm まで	1,826 円	0 円	270 円

基本料金でサービスされる
水道水は最大 7m³。
500mL のペットボトルにすると
14,000 本分に相当します。



※ちなみに下水道を使用している方は下水道使用料として「一般用」の場合、基本料金（7m³ まで）1,505 円、超過料金（8m³ 以降 1m³ ごと）215 円がかかります。ご請求時には水道料金と下水道使用料をまとめてご請求しています。

水道料金 + **下水道使用料** = **ご請求額**



うちは毎月 3m³ しか使っていないけど 7m³ 使った人と同じ料金です。安くならないの??。

余市町の水道料金は、日常生活に欠かせない水の料金負担が軽減されるよう、『一般用・水道メーターの口径 13mm まで』の場合、1 か月 7m³ まで超過料金 0 円としてサービスしています。このため、3m³ しか使わない場合でも、料金は同じ（基本料金）です。

なお、基本料金は水が使われなくてもかかる費用について、定額で負担していただく内容であることをご理解願います。

地域ごとに異なる料金

各地域の人口、地形、原水の水質など色々な要因で異なります

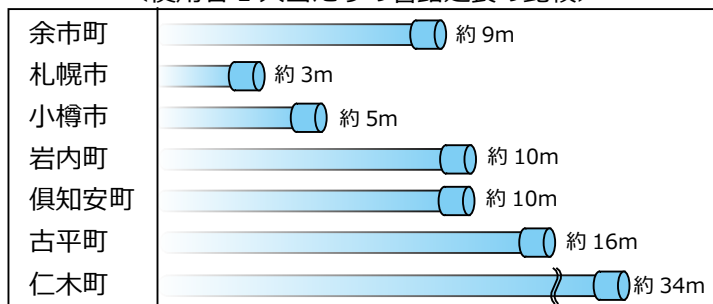
下の表は道内の市町村の水道料金をいくつか比較したものです。（平成 29 年 3 月末現在）

市町村	給水人口 (人)	管路延長 (km)	水道料金		
			基本料金のうち 使用可能水量	基本料金 (家庭用)	水量10m ³ 使用料金
余市町	18,992	169	7 m ³	1,826 円	2,636 円
深川市	20,369	364	8 m ³	1,792 円	2,548 円
芽室町	15,251	304	10 m ³	2,559 円	2,559 円
当別町	16,385	280	0 m ³	820 円	2,840 円
古平町	3,125	51	8 m ³	2,200 円	2,740 円
仁木町	2,972	102	8 m ³	2,050 円	2,430 円
岩内町	11,412	116	10 m ³	2,060 円	2,060 円
倶知安町	15,144	158	6 m ³	810 円	1,350 円
札幌市	1,950,181	605	10 m ³	1,425 円	1,425 円
小樽市	119,884	619	10 m ³	1,371 円	1,371 円

地域によって結構
差があるのね…



<使用者 1 人当たりの管路延長の比較>



使用者 1 人当たりの水道管の長さを比べてみると、特に札幌市・小樽市に比べて余市町は 1 人当たりの水道管延長が長いことがわかります。

つまり

1 人当たりの負担が大きい



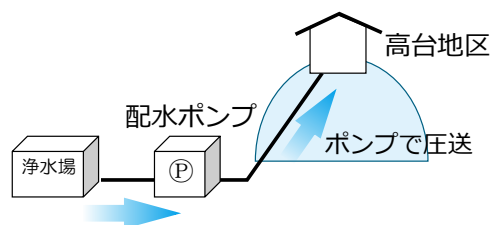
岩内町は、1 人当たりの管路延長は余市町よりも若干長くなっています。ところが、地形などの違いにより、浄水場から高台地区へ水を送るポンプ等の施設数が少なく、施設の運転、維持管理費の差で料金が若干安くなっています。

また倶知安町は、原水の水質が良質なため、消毒のみで水道の供給を行っており（ろ過などはおこなっていません）、浄水にかかるコストがほとんどかかっていないため、安価な供給が可能となっています。

仁木町、古平町は、1 人当たり管路延長がかなり長くなっていますが、公営企業法非適用の事業体のため、水道料金で不足する費用は一般会計からの補助金でまかなわれており、余市町と同等の水道料金となっています。

各市町村により水道事業が行われている状況では、地域ごとのさまざまな環境の違いによる費用の差が料金の差となっています。

ちなみに、深川市、芽室町、当別町は、余市町と同様な人口規模で、料金も同程度になっています。



道内で水道料金の一番安いところは？

平成 31 年 1 月時点で、1 か月・10 m³ 当たりの水道料金（家庭用）が一番安いところは、函館市で、766 円 / 月となっています。人口は約 26 万人で、日本では横浜市に次いで 2 番目に古い歴史を持つ水道事業です。豊富な水源と安定した水質、また水道に有利な地理条件のため安価となっています。反対に一番水道料金が高いところは、羅臼町で、3,360 円 / 月となっています。